

業務改善助成金のご案内

～5分で分かる業務改善助成金～

長野労働局 雇用環境・均等室

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金
の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

計画の承認
と実施

業務改善助成金を支給
（最大600万円）

※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

業務改善助成金は、設備等を導入することによって事業者の生産性向上等により賃金の引き上げに際しての負担を軽減することが目的となります。

対象事業者の要件

助成金の対象は、中小企業・小規模事業者となり、業種、資本金額、労働者数によって異なります。詳細は以下となりますが、「資本金の額又は出資の総額」または「常時使用する企業全体の労働者数」の**いずれか**に該当すれば対象となります。また、大企業と密接な関係を有する(みなし大企業)は対象となりません。

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する企業全体の労働者数
一般産業（下記以外）	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5000万円以下の法人	100人以下
小売業	5000万円以下の法人	50人以下

事業場内最低賃金(事業場で最も時間給が低い労働者)と地域別最低賃金(長野県はR6.10.1から998円)の差額が50円以内であること。長野県内の事業場であれば、事業場内最低賃金が**1048円以内**でないと対象となりません。

労働者の解雇、時間あたりの賃金の引下げ、労働関係法令違反などが無いこと。

申請は事業場(工場や事務所など)ごとの申請となります。

※複数の事業場で申請する場合であっても、**事業主単位の年間申請上限額は600万円**となります。



工場
A



事務所
B



別々に
申請

対象となる設備投資など

生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等を導入することが助成対象となります。
生産性向上には、事業場の売り上げ増や収益が改善することもあります。

＊生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等であっても、以下の経費は助成対象外となります。

- 単なる経費削減を目的とした経費(【例】LED電球への交換等)
- 不快感の軽減や快適化を図ることを目的とした職場環境の改善経費(【例】エアコン設置、執務室の拡大、机・椅子の増設等)
- 通常の事業活動に伴う経費(【例】事務所借料、光熱費、従業員賃金、交際費、消耗品費、通信費、汎用事務機器購入費、広告宣伝費 等)
- 法令等で設置が義務付けられ、当然整備すべきとされているにもかかわらず義務を怠っていた場合における、当該法令等で義務付けたものの整備に係る経費および事業を実施するうえで必須となる資格の取得に係る経費
- 交付決定日前に発生した費用。また、補助事業実施期間外に発生した費用
※いかなる理由であっても事前着手は認められません
- 日本国外で実施する事業
- 申請事業場の労働者の労働能率増進が認められないもの
- 経費の算出が適正でないもの

設備投資の具体例

長野労働局で実際に設備導入の認定となったケースをいくつかご紹介します。
紹介事例以外の業種や全国の導入事例については、厚生労働省作成の「生産性向上のヒント集」をご覧ください。
リンク先：[最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://mhlw.go.jp)

事業

導入前の課題

設備投資等内容

導入後の成果

建設業

建築部材の在庫管理情報を職人が紙に記入し、本社スタッフが集約したうえで棚卸し作業を行っているが、棚卸し作業、数次集計の手間、在庫管理ミスが業務負担となっていた。

在庫管理アプリ 業者見積変換システム

スマートフォンで入力できる在庫管理アプリを構築したことでデータの集約・連携が実現し、確認工数、確認ミスが低減され、1件あたり5分、月間で2時間程度の労働能率の効率化となった。

飲料 製造業

飲料商品出荷の段ボール組み立てを手作業で行っており、最後の段ボールのテープ張りはテープカッターでテープを切って張っているが、手をケガする危険や作業時間が生じていた。

段ボール組み立て機

段ボール1個当たりの組み立て作業時間が従来の3分の1と作業時間の大幅短縮や作業員のケガの心配が無くなった。作業場所も機械の周辺のみとなり組み立て後の段ボールも集約でき工場の整理整頓にもつながった。

事業

導入前の課題

設備投資等内容

導入後の成果

衣料 小売業

学校衣料品の販売訪問を行い、注文を受けた場合は注文用紙の回収し、受注集計や納品作業を全て手作業で行っている。集金作業も一度で終わらないこともありその都度訪問している。

受注システム

インターネットでお客さんがQRコードを読み込んで注文するシステムを導入したことで学校を訪問することが無くなったうえ、入力の人的ミスも無くなり、集金も事前決済としたことで集金の訪問も大幅に減少した。

飲食業

食器を洗う際、油汚れの洗浄、乾燥、食器の整理の一連の作業を2人の従業員が専念しなければならなかった。餃子焼きが昼食時間帯に集中し、餃子作りに専念しても料理の提供が遅くなり、帰るお客さんもいて売り上げに影響していた。

食器洗浄機 餃子焼き機

食器洗浄機を導入したことで1人の従業員で足りようになり、もう1人の従業員は接客対応に時間を割けるようになった。餃子焼き器を導入したことで誰でも簡単に作ることができ、料理の提供が早くなったことでお客さんが増え売り上げの増加につながった。

介護業

介護度が高い利用者が増加し、ベッド・車いす・浴槽の移乗介助の回数が増えてきて職員の身体的負担も増していた。

移動式リフト

移乗介助の際、対応の職員1名に加え他の業務を中断してもう1名が対応していたが、移動式リフトを導入したことで1名の職員で対応できるようになった。これまで腰痛の職員や高齢の職員は対応できなかったが、全職員が移乗介助をできるようになった。

賃金引上げについて

地域別最低賃金が引き上がるタイミングで業務改善助成金を利用することができますが、発効日の前後に事業場内最低賃金を引上げる場合は以下にご注意下さい。

・例(事業場内最低賃金1000円、地域別最低賃金が現在998円で10月1日から1050円に引き上げる場合。)

賃金引上げ日:9月25日 1000円 ⇒ 1050円(50円引上げ)

○対象となります

※事業場内最低賃金が1050円であることを就業規則等で定めることも必要です。

賃金引き日から地域別最低賃金の発行日までに勤務実績が無いことなどにより、賃金引上げが実施されたか確認できない場合、当該労働者を賃金引上げ対象者に含めることはできません。

賃金引上げ日:10月1日 1000円 ⇒ 1050円(50円引上げ)

×対象となりません(地域別最低賃金1050円以上にするのは法令で定められているため)



1050円 ⇒ 1100円(50円引上げ)

○対象となります

※事業場内最低賃金が1100円であることを就業規則等で定めることも必要です。

なお、令和7年度は賃金引上げ日が地域別最低賃金改定日以降となっている募集は未定となっております。

引上げる労働者の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げるにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

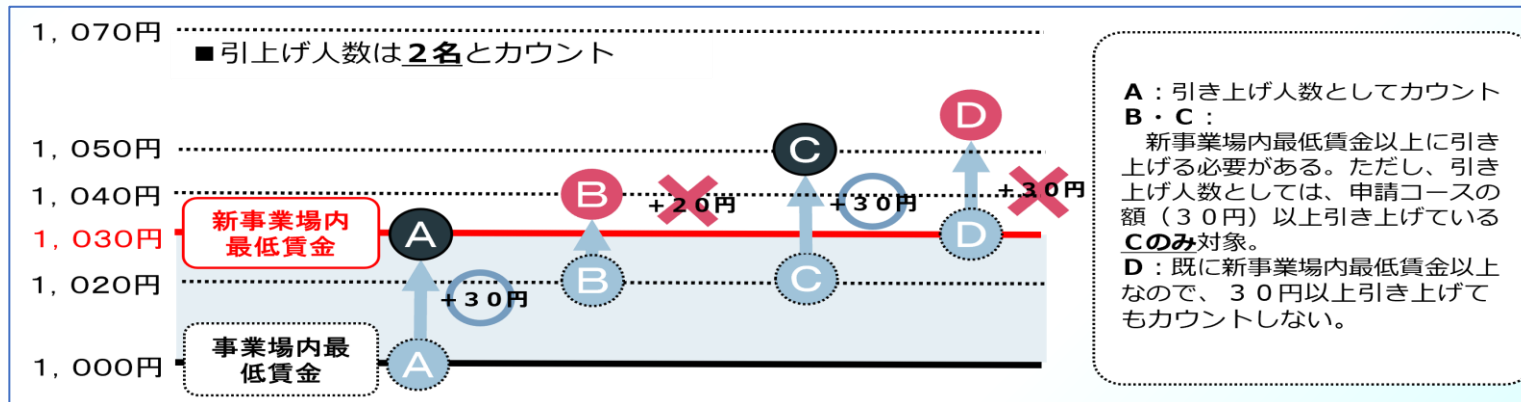
＜例：事業場内最低賃金1,000円の事業場で30円コースを申請する場合＞

A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**

B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**

C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**

D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



助成上限額・助成率

助成上限額・助成率・特例事業者は以下のとおりとなります。

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

助成率

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,000円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合があります。

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方となります。

【例】

○事業場内最低賃金：1000円

→助成率3/4

○労働者数：20人、5人の労働者を1000円から1050円に50円引き上げ(45円コース)

→助成上限額140万円

○設備投資額：200万円

150万円
(200万円×3/4)
(設備投資額×助成率)

>

140万円
(助成上限額)



140万円が支給されます

助成対象経費の特例

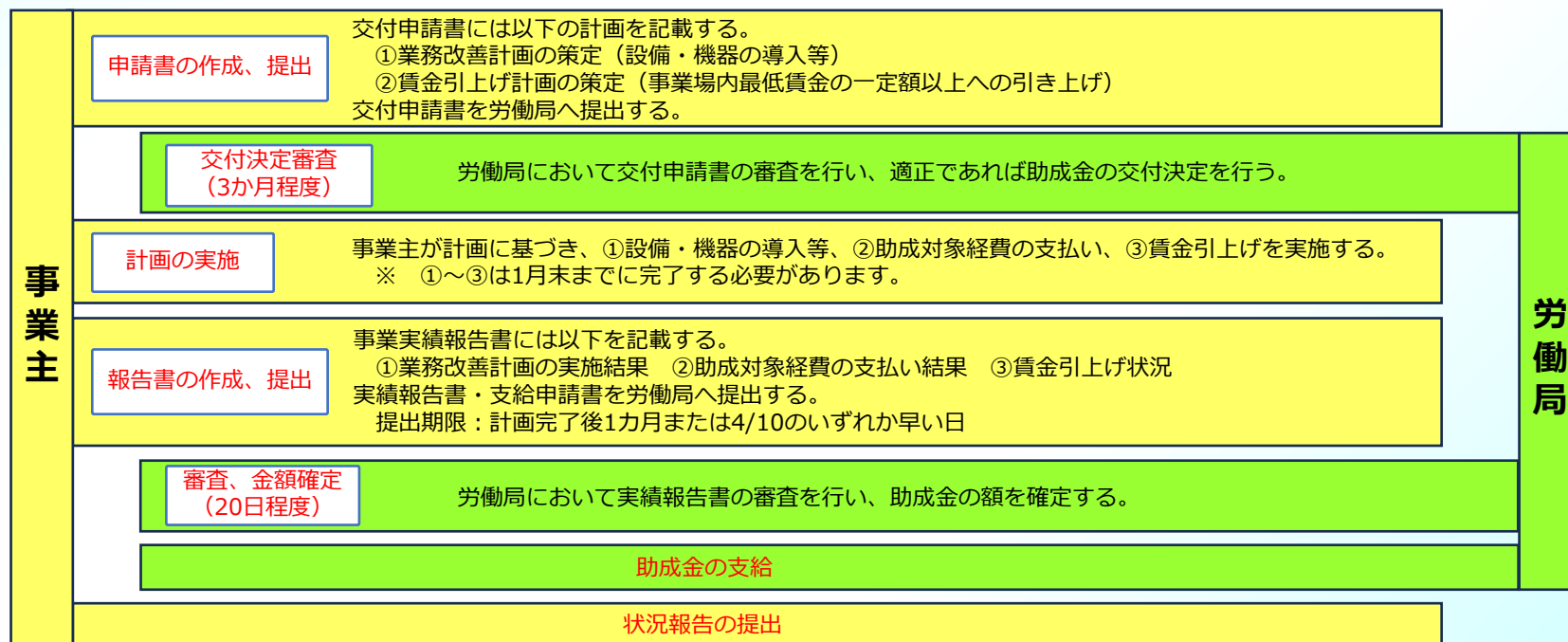
特例事業者のうち、**物価高騰等要件に該当する場合のみ**通常は助成対象外となる、パソコン・スマホ・タブレット等の端末と周辺機器、定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車も助成対象となります(パソコン・スマホ・タブレット等の端末と周辺機器は新規導入に限ります)。

申請期間と賃金引き上げの期間

	申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
第1期	令和7年4月14日～ 令和7年6月13日	令和7年5月1日～ 令和7年6月30日	令和8年1月31日
第2期	令和7年6月14日～ 申請事業場に適用される地域 別最低賃金改定日の前日	令和7年7月1日～ 申請事業場に適用される地域 別最低賃金改定日の前日	令和8年1月31日

※ 第3期以降の募集を行う場合、別途お知らせいたします。

申請の流れ



申請にあたっての注意事項

令和6年度中に申請した事業者も申請は可能ですが、令和7年度中に可能な申請は1回までとなります。

国の予算の範囲内で交付するため、申請期間より前に募集を終了する場合があります。

賃金引上げ日前までに労働局で交付申請書が受理されている必要がありますので、郵送等で申請する場合はご注意ください。
賃金引上げ日は交付申請後から事業完了期日までの間であれば実施時期を問いません。

交付申請から交付決定まで3か月程度要しますが、**交付決定前に設備等の導入を行った場合は助成対象外となります。**
詳しくは長野労働局の担当者あてにご連絡をお願いします。

事業場内最低賃金の算定は、地域別最低賃金と同様に算定しますので、**毎月支給される手当で法令上算定を除外するとされている手当(臨時に支給される手当、超過勤務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当等)以外は算入することになります。**詳しくは以下の厚生労働省のホームページをご覧ください。

○リンク先：[最低賃金の対象となる賃金 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

助成金の支給後に助成対象となった設備・機器等を処分する(売却、貸付、目的外使用、廃棄等)場合は、**あらかじめ労働局長の承認**を受けなければならないこととなっています。また、法令等で規定された処分制限期間内の処分の場合、**残存年数に応じた金額の納付を命じることもあります。**詳しくは長野労働局の担当者あてにご連絡をお願いします。

業務改善助成金は事業場の生産性向上に資する設備・機器等に対しての助成金のため、助成した目的に沿った使用がされているか労働局職員が調査に伺う場合もあります。

お問い合わせ先

業務改善助成金の一般的なご相談

業務改善助成金コールセンター TEL0120-366-440（受付時間平日9：00～17：00）

業務改善助成金の申請にあたっての詳しいご相談

長野労働局雇用環境・均等室 TEL026-223-0560
（お問い合わせは、9：30～12：00及び13：00～16：30の時間帯にお願いします。）